

2024 澤田建設株式会社 仕事と家庭の両立に向けた行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年11月1日 ～ 令和11年10月31日までの 5年間

2. 内容

目標1： 令和8年4月までに、育児や介護を目的とした休暇や短縮労働時間制度を実施する。

- ① 小学校卒業前の子供や孫の育児
- ② 介護を必要とする親族（3親等以内）

<対策>

- 令和6年12月～ 該当する親族の現状を把握
- 令和7年 3月～ 社内検討委員会での制度検討およびトライアル制度の開始
- 令和8年 4月～ この制度の実施
管理職への研修（年2回）及び掲示による社員への周知

目標2： 令和8年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり 平均年間10日以上とする。

<対策>

- ～令和6年12月 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和7年 3月～ 社内検討委員会での検討及び計画的な取得に向けた管理職の研修開始
- ～令和8年3月 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 10日以上を達成